

議 案 目 次

(令和7年3月5日提出)

議案 番号	件 名	備 考
4 5	気仙沼市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について	

議案第 4 5 号

気仙沼市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 5 日 提出

議員定数等調査特別委員会
委員長 菅 原 清 喜

提案理由

議員の定数を改めるため制定するものである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市議会議員定数条例の一部を改正する条例

気仙沼市議会議員定数条例（平成25年気仙沼市条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「21人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の気仙沼市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

議案第45号資料

気仙沼市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、気仙沼市議会議員の定数は、<u>21人</u>とする。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、気仙沼市議会議員の定数は、<u>24人</u>とする。</p>